

定 款

2025 年 6 月 25 日 改正

サワイグループホールディングス株式会社

サワイグループホールディングス株式会社定款

第1章 総則

第1条（商号）

当社は、サワイグループホールディングス株式会社と称し、英語では SAWAI GROUP HOLDINGS Co., Ltd.とする。

第2条（目的）

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 医薬品・医療機器の製造・販売等、医療及びヘルスケアに関する事業並びにこれらに付帯又は関連する各種事業を営む国内外の会社の株式若しくは持分を保有することにより、当該会社の事業活動を管理し、その経営の支援や指導を行うこと。
- (2) 当社が株式若しくは持分を保有する会社から、管理業務、企画・広報活動等、その業務の全部又は一部を受託すること。
- (3) その他、当社が株式若しくは持分を保有する会社が行い得る事業及び前各号に付帯又は関連する一切の適法な事業を行うこと。

第3条（本店の所在地）

当社は、本店を大阪市に置く。

第4条（機関の設置）

当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

第5条（公告の方法）

当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告を行うことができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

第6条（発行可能株式総数）

当社の発行可能株式総数は、23,280 万株とする。

第7条（自己株式の取得）

当社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

第8条（単元株式数）

当社の単元株式数は、100 株とする。

第9条（単元未満株式についての権利）

当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第 166 条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第 10 条（株主名簿管理人）

当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

第 11 条（株式取扱規則）

当社の株式に関する取扱及び手数料は、法令又は定款のほか、取締役会で定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

第 12 条（招 集）

当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。

第 13 条（定時株主総会の基準日）

当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月 31 日とする。

第 14 条（招集権者及び議長）

株主総会は法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により取締役社長が

招集し、その議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、他の代表取締役が、代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役が、株主総会を招集し、議長となる。

第15条（電子提供措置等）

当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第16条（決議の方法）

株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第17条（議決権の代理行使）

株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証する書面を当社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

第18条（員数）

当社の取締役は、12名以内とする。

2. 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、5名以内とする。

第19条（選任方法）

取締役は、株主総会において、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。
4. 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

第20条（任期）

取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする
3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

第21条（代表取締役及び役付取締役）

取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長、取締役社長各1名を定めるものとし、必要に応じて取締役副会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。

第22条（取締役会の招集権者及び議長）

取締役会の招集は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、その議長となる。

2. 取締役会長に欠員又は事故があるときは、取締役社長が、取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役が、取締役会を招集し、議長となる。

第23条（取締役会の招集通知）

取締役会の招集通知は、会日の2日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。

2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

第24条（取締役会の決議の省略）

当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

第 25 条（重要な業務執行の決定の委任）

当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

第 26 条（取締役会規則）

取締役会に関する事項は、法令又は定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

第 27 条（報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。

第 28 条（取締役との責任限定契約）

当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 監査等委員会

第 29 条（常勤の監査等委員）

監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。

第 30 条（監査等委員会の招集通知）

監査等委員会の招集通知は、会日の 2 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

第 31 条（監査等委員会規則）

監査等委員会に関する事項は、法令又は定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第6章 計算

第 32 条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月 31 日までの1年とする。

第 33 条（剰余金の配当の基準日）

当会社の期末配当の基準日は、毎年3月 31 日とする。

2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第 34 条（中間配当）

当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月 30 日を基準日として中間配当をすることができる。

第 35 条（配当金の除斥期間）

配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

2. 未払の配当金には、利息をつけないものとする。

附則

第1条（監査役との責任限定契約に関する経過措置）

第4回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第 423 条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、同定時株主総会の決議による変更前の定款第 35 条の定めるところによる。